

平成30年4月開設予定の教育・保育施設等について

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度について

子ども・子育て支援法においては、学校教育法、児童福祉法等による認可を前提に、教育・保育施設及び地域型保育事業の施設型給付等の対象施設・事業として、子ども・子育て会議における利用定員の確認が必要とされている（詳細は資料のとおり）。

認可手続き後、改めて子ども・子育て会議において利用定員の確認をお願いする予定。

2 確認予定施設

(1) 教育・保育施設（北海道が認可）

既存の2施設が園舎を改築して、幼保連携型認定こども園として開設予定。

【認定こども園】

施設名称等（※）		1号認定			2号認定			3号認定			合計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
認定こども園 もりのひだまり (つくし保育園)	開設前 利用定員	0	0	0	11	11	11	0	6	6	45
	開設後 利用定員	15	10	10	23	23	23	15	18	18	155
認定こども園 第2大麻こども園 (第2大麻幼稚園)	開設前 利用定員	60	60	60	0	0	0	0	0	0	180
	開設後 利用定員	48	48	48	8	8	8	3	4	5	180

※（ ）内の名称は、現在の施設の名称。

※認定こども園もりのひだまりは、「江別市立保育園の整備と運営等に関する計画」（平成22年10月策定）に基づき、つくし保育園（民設民営 定員45名）と東光保育園（公設公営 定員90名）を統合し、つくし保育園園舎を建て替えて開設するもの。

(2) 地域型保育事業（市が認可）

新規に2施設が賃貸物件を改修して、小規模保育事業（A型）として開設予定。

【小規模保育施設】

施設名称	事業 類型	1号認定			2号認定			3号認定			合計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
ニチイキッズ のっぽろ駅前保育園	小規模 A型	0	0	0	0	0	0	4	7	8	19
すまいる のっぽろ保育園	小規模 A型	0	0	0	0	0	0	4	7	8	19

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

1 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提（幼稚園、保育所、認定こども園等）に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、施設型給付等の対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う制度となっています。

《認可制度と確認制度の関係》

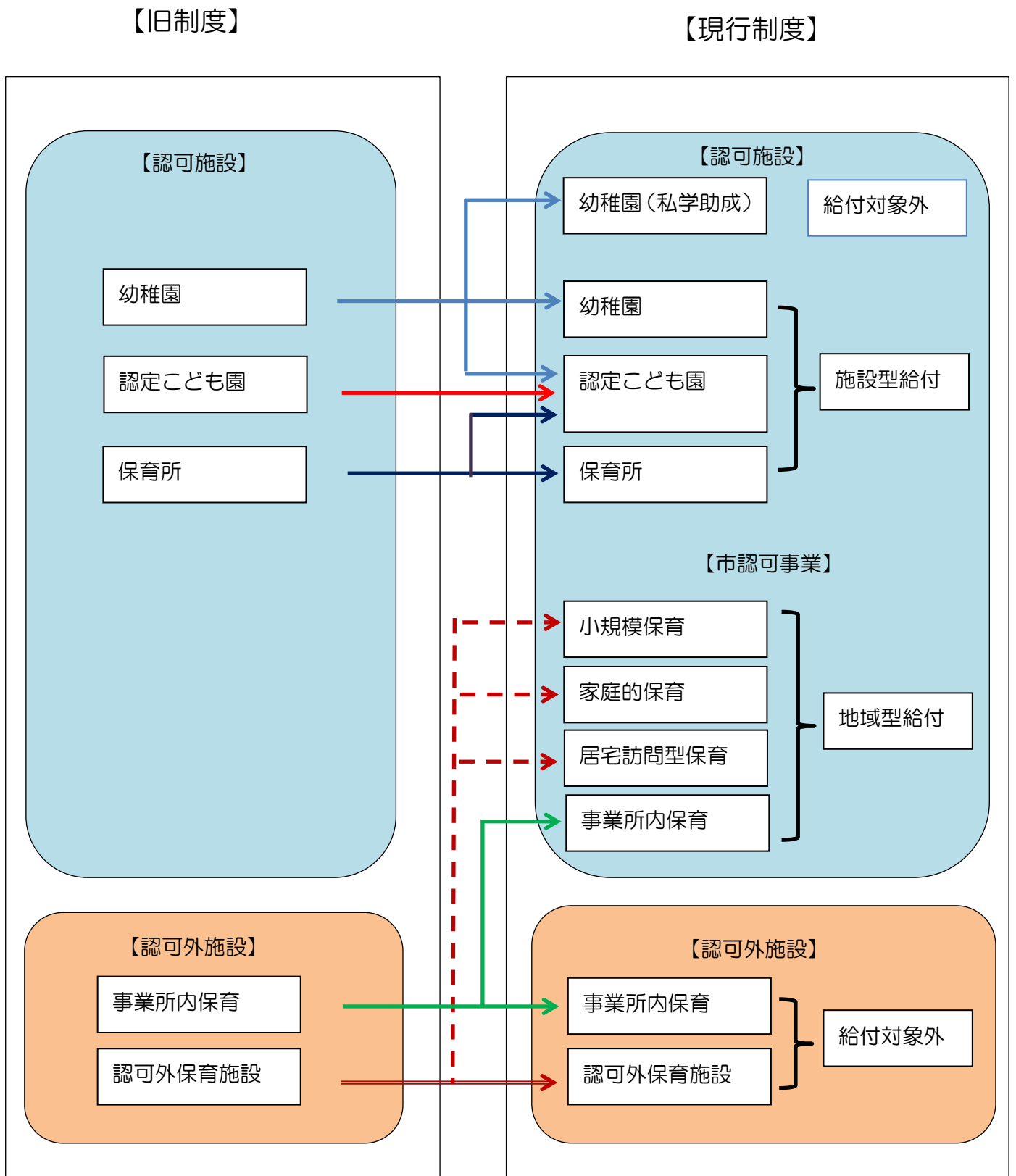
	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	② 江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	① 江別市	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

※「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。

①は、『江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』に基づき認可を行う。

②は、『江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』に基づき、利用定員を定めた上で確認を行う。

2 旧制度からの主な移行パターン



※主な移行パターンを示したものであり、すべてのパターンを図示していません。